

高等学校午前部の内規集

第7章 生徒指導・教育相談関係

第3節 部活動に関する規程

(趣旨)

第1条 部活動に当たっては、指導組織を確立し、全教職員の理解と協力のもとに行い、活性化すると同時に安全・規律ある行動を心掛ける。また、夜間部や通信制との連携のために必要事項を定める。

(活動について)

第2条 午前部の活動は、原則として火曜日から土曜日までとする。但し、日曜日に関しては、通信制の許可を得る。

(1) 活動時間

- ① 平日 : 午後3時40分～午後4時30分まで
- ② 休業日 (土曜日) : 午前9時から午後12時まで
- ③ 休業日 (夏季・冬季・春季) : 午前9時から午後12時まで
(時間帯に関しては3部の部顧問で調整して行う。)

(2) 活動に際して

- ① 原則として顧問がつくこと。
- ② 活動時間を厳守すること。
- ③ 健康管理に留意し、怪我等の安全面に配慮すること。
- ④ 体育館の戸締まり、清掃、後片づけをし、夜間部等に迷惑をかけないこと。

(3) 留意点

- ① 本校の生徒として、その本分を尽くし、高校生らしく行動すること。
- ② 先輩、後輩の絆を深め、よりよいチームワークのもと、練習や試合に臨むこと。